

掛川市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成25年3月22日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2528	大池五十二ノ坪線	大池字五十二ノ坪1510-10 大池字五十二ノ坪1568-47	平成25年3月22日
2529	バイパス上り側道沢田線	沢田字九ノ坪275-3 領家字吉詰1031-2	平成25年3月22日
2530	バイパス下り側道沢田北線	沢田字住還通24-1 沢田字住還通36-1	平成25年3月22日
2531	バイパス下り側道沢田南線	沢田字住還通41-1 岡津字法正寺109-5	平成25年3月22日
4571	城西北4号支線	城西二丁目923-10 城西二丁目923-3	平成25年3月22日
d3261	国安261号線	国安字同所新田1745 国安字同所新田1361-1	平成25年3月22日
d4176	浜野176号線	浜野字大之浦3971-1 浜野字大之浦3972	平成25年3月22日
o185	大渕143号線	大渕字藤源5663 大渕字藤源5652	平成25年3月22日